

平成22年度 第1回 印旛地区地域審議会 会議録

- 1 開催日時 平成22年7月13日（火） 午後1時30分から午後3時00分まで
- 2 開催場所 印西市文化ホール2階 多目的室
- 3 出席者 前田 完一 会長、石月 昇一 副会長、星 弘光 委員、片倉 恵美子 委員、根本 一夫 委員、狩野 廣 委員、吉野 康夫 委員、小松 光美 委員、齋藤 誠一 委員
- 4 欠席者 大野 忠寄 委員
- 5 事務局 大瀧企画財政部長、浅倉企画政策課長、岩崎企画政策課副主幹、鈴木企画政策課副主幹、高石企画政策課主査、小作企画政策課主査補、海老原企画政策課主査補
- 6 傍聴者 1名
- 7 議 題
 - (1) 地域審議会について（公開）
 - (2) 新市基本計画について（公開）
 - (3) 総合計画の策定について（公開）
 - (4) その他（公開）
- 8 会議概要 地域審議会・新市基本計画・総合計画の策定について、それぞれ事務局より説明を行った。
- 9 審議経過

事務局 本日はお忙しい中、お集まり頂き誠にありがとうございます。ただ今より、印旛地区地域審議会並びに本塙地区地域審議会の合同会議を開会致します。会議次第に従い会議を進めさせて頂きます。なお、会議に先立ちまして、委員の皆様に4点ほど説明がございますのでよろしくお願ひ致します。まず1点目は、こちらの会議は公開とさせて頂きます。本審議会については、市民参加条例第11条第14項の規定によりまして公開、並びに傍聴につきましては、市民参加条例施行規則第12条3項の規定に基づきまして傍聴要領を策定しております。本日お手元の方にお配りしてございます。ご確認をお願い致します。次に2点目は、会議の録音についてです。当審議会の会議につきましては、会議録を作成する都合上録音をさせて頂きます。次に3点目は、会議録の署名についてです。会議録の署名につきましては、毎回2名の委員の方に署名をお願いしたいと考えております。後ほど、印旛地区、本塙地区それぞれ2名ずつ名簿の順でお願いをさせて頂きますので、よろしくお願ひ申し上げます。最後に4点目は、委員の名簿の差し替えにつきまして、先ほど事務局職員から差し替えをお願いしましたので、改めてご確認をお願い致します。続きまして、本日の会議の欠席の委員でございますが、印旛地区地域審議会委員の、名簿で9番の大野忠寄様から本日ご欠席のご連絡を頂いておりますのでご報告申し上げます。続きまして、本日当会議の傍聴につきまして1名の方の傍聴を受け付けてございます。それでは会議次第に移りまして、次第2番の委嘱書の交付を行わせて頂きます。ただ今から委員の皆様に、市長の方から委嘱書をお渡し致します。お名前をお呼び致しますので、呼ばれた方はその場でご起立をお願い致します。

【委嘱書の交付】

事務局 ありがとうございました。本日欠席の大野忠寄様には、事務局から改めて委嘱書をお渡しさせて頂きます。それではここで、山崎市長よりごあいさつをお願い申し上げます。

【市長あいさつ】

事務局 続きまして会議次第では、会長及び副会長の選出となっておりますが、その前に委員の皆様から、一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。

【出席委員自己紹介】

事務局 ありがとうございました。ここで、事務局職員の紹介をさせて頂きます。

【事務局職員の自己紹介】

事務局 それでは自己紹介が終わりましたので、会議次第に戻りまして、4番の会長及び副会長の選出をさせて頂きたいと思います。印旛地区地域審議会につきましては、企画財政部長の大瀧が仮議長を務めまして、この会議室にて会長及び副会長の協議をさせて頂きます。本塙地区地域審議会に

つきましては、企画政策課長の浅倉が仮議長を務めまして、向かい側の和室で協議をさせて頂きますので、お部屋の移動をよろしくお願ひ致します。

【本塙地区地域審議会委員は和室に移動】

仮議長 私、大瀧が仮議長を務めさせて頂きますので、よろしくお願ひ致します。それでは、会長及び副会長の選出を行います。地域審議会の設置に関する協議の第7条の規定によりまして、会長及び副会長は委員の互選により定めるものとなっておりますので、よろしくお願ひ致します。どなたかご意見はございますか。

齋藤委員 もし、事務局案があればお聞かせ願いたいと思います。

仮議長 ただいま齋藤委員より事務局案というご提案がございましたが、事務局から案を出させて頂くということでおよしいでしょうか。

【異議なし】

仮議長 それでは、事務局から案をお願いします。

事務局 事務局案といたしまして、会長に前印旛村代表監査委員の前田完一様にお願いできればと考えております。副会長につきましては、農業委員でおられる石月昇一様にお願いできればと考えております。以上でございます。

仮議長 今、事務局から会長に前田委員、副会長に石月委員という提案がございましたが、ご異議はございませんでしょうか。

【異議なし】

仮議長 それでは賛成ということで拍手をお願いします。

【一同拍手】

仮議長 ありがとうございました。それでは前田様に会長をお願いして、石月様に副会長をお願いしたいと思います。急な話で恐れ入りますけれども、会長の前田完一様と、副会長の石月昇一様からごあいさつを頂きたいと思います。

【会長及び副会長あいさつ】

仮議長 ありがとうございました。それではよろしくお願ひ致します。

【本塙地区地域審議会委員が多目的室に戻る】

事務局 会長、副会長の互選が終わりました。互選の結果をお知らせします。印旛地区地域審議会においては、会長に前田完一様、副会長に石月昇一様が選出されました。本塙地区地域審議会においては、会長に本橋孝司様、副会長に土井治夫様が選出されました。以上ご報告申し上げます。それでは会議次第に戻りまして5番の諮問に入らせて頂きます。地域審議会につきましては、地域審議会の設置に関する協議第3条の規定により、市長の諮問に応じて審議・答申を行うこととなっております。この度は、平成23年度中の策定を目指しております次期総合計画の策定について諮問を行わせて頂きます。ただいまから市長により、印旛地区及び本塙地区それぞれの地域審議会に諮問をさせて頂きますので、両地区的会長はその場でご起立をお願いします。

【市長から両地区の会長への諮問書の交付】

事務局 ありがとうございました。それでは両地区的皆様、よろしくお願ひ致します。なおここで、市長につきましては他の公務がございますので退席させて頂きます。では、会議次第6番の議事に入らせて頂きます。本来であれば、会議の議長は、地域審議会の設置に関する協議第8条第2項の規定により、会長が行うこととなっておりますが、本日は合同会議でありまして、また本日の議事の内容は、事務局からの説明事項となっておりますので、本日の議事進行につきましては、恐れ入りますが事務局の方で進めさせて頂きますので、ご了承をお願い致します。では、議事の(1)地域審議会について事務局から説明させて頂きます。

事務局 ただ今皆様に委員を委嘱させていただきました「地域審議会」につきまして、組織の位置付けや実際にどういうことをやって頂くのか、簡潔にご説明させて頂きます。まず、地域審議会とはどういう組織なのかと申しますと、市町村の合併の特例に関する法律第22条第1項で、「合併関係市町村の協議により、期間を定めて新市に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、新市が処理する当該区域に係る事務に關し、新市の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき新市の長に意見を述べる審議会を置くことができる。」と定められていることが根拠になつ

事務局

石月委員

ております。最初からちょっと難しい説明で恐縮ですが、分かり易く言いますと、合併での一番の懸念されることは、例えば編入合併の場合ですと、合併される側の地域住民の意見が、新市の施策に反映されにくくなり、地域間における格差などが生じるのではないか、という不安が合併推進の障害となっていることが多くあります。そういう不安を取り除くため、地域ごとに地域審議会を設置して、新市の施策等を確認・チェックすることにより、新市としての一体性を確保し、スムーズな新市の行政運営が展開できるというような制度でございます。これを受けまして、平成21年7月15日に開催されました第10回合併協議会において、合併前の印旛村及び本塙村の区域にそれぞれ地域審議会を設置することが承認され、お手元に配布させていただいております資料1「印西市・印旛郡印旛村及び同郡本塙村の配置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書」が締結されたものでございます。以下、協議書によりご説明いたします。まず第1条の設置でございますが、旧印旛村地域に印旛地区地域審議会を、また旧本塙村地域に本塙地区地域審議会の2つの地域審議会を設置するというものでございます。次に第2条の設置期間でございますが、これは後でご説明します新市基本計画の期間が概ね10年となっておりますので、これに合わせまして平成32年3月31日までとしております。次に第3条の所掌事務でございますが、審議会は当該区域ごとに、市長の諮問に応じて、当該区域に係る次に掲げる事項について審議し、答申するものとする、とございまして、1号から4号までございます。読み上げますと、1号は新市基本計画の変更に関する事項、2号は新市基本計画の執行状況に関する事項、3号は新市総合計画の策定及び変更に関する事項、4号はそのほか市長が必要と認める事項となっておりまして、先ほど諮問させて頂きましたのは、第3号の新市総合計画の策定について審議をお願いしたものでございます。また、第2項と致しまして、審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができると規定しております。次に第4条と5条では、組織と委員、また第6条では任期を規定しておりますので、まとめてご説明させていただきます。委員の人数は、各々の審議会10名以内となっており、公共的団体等を代表する方、学識経験者、公募選出者で構成され、いずれも当該地区に住所を有することが条件となっております。また任期は2年でございますが、再任は妨げないとなっております。なお、印旛・本塙の各々の地域に住所を有しなくなった場合には、失職となるものでございます。次に第7条の会長及び副会長でございますが、こちらは、先ほど選出いただきました審議会の会長及び副会長に関する事項を定めております。次に第8条 会議、第9条 庶務、第10条 補則でございますが、こちらは会議の運営等につきまして、定めております。読み上げさせて頂きます。会議 第8条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。2項 会長は、会議の議長となる。本日は、合同会議ということで、事務局で進行させて頂いておりますが、次回からは両審議会の会長さんが議長となり会議を進めて頂くことになりますのでよろしくお願ひ致します。3項 会長は、委員の4分の1以上から会議の開催の要求があるときは、会議を開催しなければならない。これは、市長からの諮問がなくても、委員の4分の1以上からの要求で会議を開催することができるものでございます。4項 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。5項 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。6項 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。7項 会議は、原則公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。庶務 第9条 審議会の庶務は、企画担当の部署において処理する。補則 第10条 この協議に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が審議会に諮り定める。最後になりますが、附則で 1) この協議は、合併の日から施行する。2) この協議の施行後、第5条の規定に基づいて、最初に委嘱される委員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。この規定によりまして、皆様への委嘱期間が24年3月31日となっているものでございます。以上で地域審議会につきましての説明を終わらせていただきます。議事の（1）地域審議会についての事務局からの説明が終わりました。何かご質問がございましたら、举手をお願い致します。

この審議会の開催にあたっては、各地区で開催するということですか。印旛地区は印旛地区の、本塙地区は本塙地区の施設で開催するのですか。

- 事務局 本日は、合同会議ということで一緒に開催させて頂いておりますが、印旛地区、本塙地区各々別の審議会ということになっておりますから、同時開催というのは今回だけと考えております。そして、会議も個別に各地区で行えればという考え方でおりますが、今後の総合計画等のスケジュールとの絡みもございますので、場合によってはこの近くでお願いすることもあるかもしれません、出来る限り地元の方でやらせて頂きたいと考えております。
- 石月委員 分かりました。ありがとうございました。
- 事務局 他にございましたらお願ひ致します。特にないようでしたら、議事の（2）新市基本計画について移らせて頂きます。それでは資料2に基づきまして、事務局よりご説明申し上げます。
- 事務局 資料2の冊子が新市基本計画でございます。この冊子についてご説明させて頂きたいと思います。この新市基本計画は、合併前の昨年の夏に、市町村の合併の特例等に関する法律、新合併特例法でございますけど、これの第6条の規定によりまして、当時の合併協議会が策定したものでございます。合併後の新市のまちづくりの基本的な指針・方向を示すものとされております。この計画の策定当時、市町村を取り巻く環境は厳しく、それぞれの地域の持つ資源や特性を踏まえた行政施策の推進、例えば福祉や健康部門、教育などの専門的な知識を持つ人材の育成、また国からの補助金や地方交付税などに依存する体質からの脱却などを進めておりまして、住民に一番近い基礎自治体である市町村が体力をつけていくことが急務となっております。このような社会背景を受けまして、印西市、印旛村、本塙村の1市2村は合併の道を選択し、これまで進んで参りました。この新市基本計画では、合併後は新市の貴重な資源である人や自然、文化、産業、あるいは都市基盤など、1市2村が持つ様々な資源を活用して、希望を持ち、安心して暮らせる、持続可能な新市を築いていくこととされておりまして、さらにこうしたまちを作るために必要な政策や施策、主要事業なども、この基本計画で示させて頂いております。印旛地区、本塙地区的地域審議会の皆様には、この新市基本計画についてもご意見をお伺いしていくことになります。それでは、計画の内容に入らせて頂きます。まず、前提条件として5ページをお開きください。面積ですが、印西市が53.51km²、印旛村が46.57km²、本塙村が23.72km²でございましたが、今は123.8km²となりまして、以前の印西市の2.3倍、印旛村の2.6倍、本塙村では5.2倍の面積となっております。これは、千葉県でいいますと、柏市と同じくらいの面積となっております。次は6ページの人口のところをお開きください。人口は、平成21年2月1日現在で85,936人ということになっております。6月1日現在では、約9万人に増えております。この人口は、千葉県でいいますと四街道市と同規模の人口になっております。また、10ページをご覧ください。こちらには、人口・世帯数・就業人口の見通しということで、平成27年にはこの人口を96,900人と見込んでおります。また、10年後の平成32年には97,700人、約10万人の人口になると推計させて頂いております。次に、新市のまちづくりについてですが、11ページ、12ページをご覧ください。こちらには、新市のまちづくりの基本方針ということで、新市の持つ可能性が示されております。上から読ませて頂きますと、絶好のロケーション、高度な都市機能、豊かな自然環境、安全な食を支える農業環境、歴史を伝える文化財と自然を活かした観光資源、特色のある大学と高度医療を展開する大学病院、こういったものが新市にはございます。特に高度な都市機能ということで、大規模な商業施設が駅周辺に張り付いていること、高度医療を展開する病院があること、高度な都市機能が集積し、今後残された土地がまだあるということ、これらが可能性ということで挙げられております。また、7月17日に成田スカイアクセスが印旛日本医大から成田空港に伸びて行きます。東京まで40km、成田空港まで15kmという素晴らしい立地条件があるということも地域の可能性と言えることが書かれております。13ページ、14ページをご覧ください。この可能性を引き出すための3つの視点と致しまして、1番目に地域の持続的発展に向け未来への活力を呼び込むまちづくり、2番目に市民が住み続けたい安全・安心のまちづくり、3番目に市民参加によるまちづくり、この3つを進めていくということで書かれております。そして、最終的にはつながっていきますのが、新市の将来像でございます。「ひとまち自然活気と希望あふれる北総の中核都市」として将来像を決めさせて頂いております。15ページに体系図を載せてございます。将来像を実現するための柱を6本掲げております。ひとつめが生活環境ということで、19ページから書かれておりますが、この中で、市民と行政が手を携え、自然環境の保全と、安全・安心なま

ちづくりを進めるということが書かれております。主な政策としまして、水・緑・自然環境の保全、ごみの減量化、地球温暖化対策の推進などが書かれております。特色を持つ事業と致しましては、不法投棄対策事業、また空き地等の管理指導事業などが計画されております。2番目の健康福祉は、21ページに載っております。子どもからお年寄りまで充実した福祉サービスを提供する、医療機関との連携により健康づくりを推進する、地域福祉のネットワークづくりをサポートするということで書かれております。地域福祉の推進や子育て支援体制の充実などを政策としておりまして、事業としては、子ども医療費助成事業などが書かれております。続きまして3番目の産業振興ですが、24ページから書かれております。合併によるイメージアップや地の利を活かし、さらなる産業振興を図ろうということでございます。農業振興と工業振興と営農環境の整備、企業誘致の推進などが政策として挙げられており、印旛沼二期事業の推進や耕作放棄地の解消事業などが事業として挙げられております。続きまして4番目の教育、文化でございますが、26ページから書かれております。学校教育の充実、生涯学習の推進、青少年の健全育成などが政策として挙げられておりまして、英語教育の強化事業である国際理解教育推進事業や、読書活動推進事業などが事業として挙げられております。続いて5番目の都市基盤ですが、29ページから書かれております。合併によるスケールメリットを活かし、さらに活力あるまちづくりを目指すこととしております。政策としまして、適正な土地利用の推進、道路網の整備・充実などが書かれておりまして、主な事業として、地域幹線道路等の新設改良事業、国道464号渋滞緩和の推進などが書かれております。最後に6番目として、協働、行財政が31ページから書かれております。合併によるさらなる行財政改革で、効率的なまちづくりを進めていくということで、政策として、市民と行政が育むまちづくりの推進、行政の効率化と財政健全化の推進が政策として書かれております。事業と致しましては、产学研官連携事業、国際化推進事業などを挙げさせて頂いております。また、16ページからは、土地利用構想を書かせて頂いております。18ページには、土地利用構想図が描かれておりまして、こちらを見て頂きたいと思います。赤の丸は、7つのまちづくりの拠点が描かれております。駅の関係では、上の方にJRの木下駅、小林駅が描かれております。こちらはエリアごとに都市機能や住環境の拡充、歴史、文化を活かしたまちづくりを目指す拠点ということで描かれております。また市内の中心を横断するように太い線が描かれておりますが、こちらが北総線でございます。駅は、千葉ニュータウン中央駅、印西牧の原駅、印旛日本医大駅でございまして、この駅圏につきましては、エリアの特性を活かした都市機能の集積を進める、特に印旛日本医大駅につきましては、大学病院を活かした健康をキーワードとしたまちづくりを進めるということが書かれております。残り2つの拠点ですが、平賀地区にある平賀学園台エリアは、教育機関としての連携拠点として強化を進めていく、また、本塙村役場がございます笠神・中根エリアにつきましては、公共・公益機能の強化を図るということで拠点の整備の方針を書いてございます。さらに紫色の丸でございます。3つの産業拠点を見て頂きたいと思います。ひとつは、松崎の工業団地でございまして、こちらは企業の密度が増しており、張り付きは多い状況にございます。また、印西牧の原駅と印旛日本医大駅の中央にありますみどり台・つくりや台につきましては、企業の張り付きも進んでおりますが、今後も業務施設の立地を支えていくような土地ということで記載をさせて頂いております。最後に印旛中央地区でございますが、空港関連の業務施設の立地を図るということで計画させて頂いております。続きまして33ページでございますが、千葉県の推進事業と致しまして千葉県主要事業が載っておりますので、後ほど見て頂ければと思います。また、その他につきましては、時間の関係もございますので、ご説明を省略させて頂きたいと思います。恐縮ですが、皆様におかれましても、時間の許す中で結構ですので、計画を見て頂ければと思います。なお、この計画に関わる諮問につきましては、現在の総合計画が緊急性の高いことや、またこの新市基本計画自体がまだ始まったばかりのことありますから、次回以降とさせて頂きたくお願ひ致します。以上でございます。

事務局

議事の（2）新市基本計画についての事務局の説明が終わりました。何かご質問がございましたらお願い致します。特にございませんでしょうか。特にないようでしたら、議事の（3）に移りたいと思います。総合計画の策定について事務局からご説明申し上げます。お手元の資料の、資料3と資料5をご用意願います。

事務局

それでは説明させて頂きます。私の方から総合計画の策定についてということでご説明をさせて頂きます。説明をする際に使用する資料と致しましては、資料3、資料5、あと資料4も後ほど使わせて頂きますのでお手元にご用意して頂ければと思います。資料の3番「印西市総合計画策定基本方針」、資料の4番「次期総合計画策定スケジュール（案）」、資料の5番「印西市『次期総合計画』に関する市民提言書」、この3点を説明させて頂きます。最初に資料の説明に入る前に、総合計画とは何かという話を簡単にさせて頂きたいと思います。総合計画につきましては、地方自治法上、各自治体で策定が義務付けられた計画でございますが、簡単に言うと、市民と市による将来のまちづくりの共通の指針ということで策定される計画でございます。具体的に申し上げますと、市の行政の分野には、環境、福祉、産業、教育、基盤整備といった各分野がございますが、それぞれの行政の各分野におきまして、市がどんなビジョンを持って、どういった取り組みをしていくのかといったものをお示ししたものが総合計画ということになります。先ほどご説明させて頂いた新市基本計画は、合併協議に伴って策定されたものですが、その計画とは別に総合計画というものを作つて参ります。今まで合併前に印西市におきましては、平成20年度から策定の作業に入らせて頂いておりました。平成20年度には、公募市民、若手の職員、合わせて50人程度で市民会議というものを設けまして、実際にどういうまちにしようかということを皆さんで議論致しまして、提言書というものをまとめております。それが資料の5番になります。こちらの内容につきましては、かなりボリュームがありますので説明は差し控えさせて頂きますが、是非とも見ておいて頂きたいと思います。それから平成20年度につきましては、合併に伴う基礎調査なども行っておりました。ただし、平成21年度には合併の協議が進みまして、今年の3月に合併ということになりましたので、新市において、平成22年度と平成23年度の2年間をかけまして新しい印西市の総合計画を作つて参ります。皆様には、平成23年度に策定を予定しております総合計画について、ご審議を頂いて、ご意見を頂きたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ致します。それでは今後総合計画では、どのような取り組みを、どのような体制でやつていくのかにつきまして、資料の3番「印西市総合計画策定基本方針（改正版）」を使ってご説明申し上げます。まず、この計画を作るにあたつての基本的な視点、どういった考え方で計画を作つていくかということにつきましては、資料の1ページに書かせて頂いております。総合計画策定における基本的視点ということで（1）から（3）まで3点ほど、こういった考え方で計画を作つて参りますということを述べさせて頂いております。上から順番に見ていきますと、（1）として、現状を把握した上での計画作りということで、今、新市が抱える課題ですとか、合併したことによる可能性ですとか、そういうことを十分に踏まえて計画を作つていくというような内容になっております。（2）には、市民と市の協働による計画作りとございます。印西市には市民参加条例がございますので、市民の意見を十分に反映させた上で計画を作つていくといった内容を書かせて頂いております。（3）は、新市基本計画との整合を図った計画作りとあります、合併協議の際に作りました新市基本計画の内容と十分に整合を図った計画を作つていくということを書かせて頂いております。2ページをお開き頂けますでしょうか。総合計画の構成・期間とございます。総合計画というのは、3つの計画の総称でございます。3つの計画とは、基本構想・基本計画・実施計画でございまして、これらを総称して総合計画と申しております。一番上にある部分、基本構想というのが、市の最上位計画ということになるのですが、こちらは計画期間を平成24年度から平成32年度の9年間ということで定めさせて頂いております。その下にあります基本計画につきましては、基本構想の内容をより具体的に書いたものです。さらにその下にあります実施計画でございますが、こちらは、基本計画にあります各施策に対して、市はどういった取り組みをしていくのか、どういった事業を展開していくのかということを書いたものになります。ちなみに、皆様に諮問を致しました部分としましては、基本構想の部分、それから基本計画の部分、こちらに対してのご意見を頂くことになっておりますのでよろしくお願ひ致します。次に6ページをご覧頂けますでしょうか。こちらには、総合計画を作つていく上での、策定の体制図を表させて頂いております。左側に議会、真ん中に市、右側に市民と、3区分設けさせて頂いております。左側の議会につきましては、基本構想というものが、市の議決案件となっておりますので、最終的には議会で議決を頂く事項ということで書かせて頂いております。真ん中の市

の部分に、総合計画策定本部とございますが、こちらは職員の策定体制でございまして、市長を含む本部を頂点と致しまして、幹事会、計画調整部会といった部会が並んでおりまして、こちらで計画の素案を作るような形になります。市長の隣の部分に、総合計画審議会、皆様の地域審議会が、こちらに位置付けられております。この2つの審議会につきましては、市が総合計画を策定する上で関係してくる附属機関ということになります。総合計画策定につきましては、地域審議会にも諮問を致しまして、総合計画審議会の方にも諮問をするということになっております。右側の市民に関しましては、市民から意見を十分に聞いて計画を作っていくことでございまして、市民会議ですとか、市民意向調査、市民説明会、市民意見公募といったものを位置付けさせて頂いております。最後に資料の4番をご覧頂けますでしょうか。こちらは、今後のスケジュールを書かせて頂いております。特に皆様に見て頂きたい部分と致しましては、上から2行目の地域審議会と書かれた部分でございます。我々の方で、基本構想や基本計画の素案を作りまして、地域審議会・総合計画審議会にお諮りしていこうと考えております。今日が7月の会議ということになりますが、7月の部分には、委嘱・諮問と書かせて頂いております。今後私共の方で、計画策定の作業を進めさせて頂き、12月には基本構想素案が形になりますので、一度地域審議会を開かせて頂きまして、皆様に素案の説明をさせて頂きます。その後、市民説明会などをはさみまして、3月に基本構想の答申を頂きたいと思っております。この間に、皆様に基本構想案につきまして、いろいろとご審議を頂くことになりますのでよろしくお願ひ致します。あと23年度に入りますが、6月にも素案説明と書いてございます。こちらは、基本構想の下にあります基本計画について市で作りました素案を説明させて頂き、その後市民説明会をはさみまして答申を頂くという形で考えております。6, 7, 8月あたりに基本計画についてもご審議頂こうと思っております。あくまで予定でございますけど、こういった形で進めさせて頂こうと思っております。よろしくお願ひ致します。説明は以上です。

事務局 議事の（3）総合計画の策定についての事務局からの説明が終わりました。何かご質問がございましたらお願ひ致します。

吉野委員 事務局の方で素案が決定しますよね。その決定した時点で、各委員に資料として配布する予定はありますか。

事務局 お答え致します。素案の説明ということで、12月頃に会議を開催致しまして、その時に事務局から素案の説明を十分にさせて頂きます。その際の会議資料としてお送り致します。

吉野委員 では今回のように、資料は事前に頂けるということですね。

事務局 はい。会議の開催通知の際に、できれば素案をつけてお送りしようと考えています。

事務局 他に何かご質問がありましたらお願ひ致します。特にないようでしたら、議事の（4）その他に移りますがよろしいでしょうか。ただ今、事務局の方から、議事の（1）から（3）、地域審議会の役割、合併協議会において策定致しました新市基本計画の内容について、そして、今後新市として策定を進めています総合計画を策定する上での基本方針につきまして、また合わせてスケジュールにつきましてご説明をさせて頂きました。その他ということで、何か委員の皆様からご意見等ございましたらお願ひ致します。では、特にないようでしたら事務局からひとつお願ひがございますのでよろしくお願ひ致します。

事務局 すでに皆様のお手元に封筒を付けたA3の紙1枚をお配りしてございます。返信用の封筒をつけて折ってあります。これから総合計画の素案を我々策定していくわけですが、ぜひ皆様が日ごろ思うこと、市においての生活の中や、活動の中で皆様が思うことがあれば書いて頂きたいと思います。そして7月中旬にこの封筒に入れて投函して頂ければと思います。まったくご意見がなければもちろん書かなくても結構ですが、できればせっかくの機会ですので、1項目でも結構ですので、書いて頂ければと思います。お願ひ致します。

事務局 ただいまの自由意見カードについて何かご質問等ございますか。特によろしいですか。では、議事6番の（1）から（4）につきまして終了致しました。続きまして、会議次第7番のその他でございますが、委員の皆様からこの機会に、何かお話とか、ご意見とかありましたらお願ひしたいと思いますが、何かございますか。特によろしいですか。それでは事務局から、その他ということで連絡事項がありますのでよろしくお願ひ致します。

事務局 委員の皆様に2点ほどお願ひがございます。まず1点目でございますが、先ほどご説明させて頂いた会議録の署名についてです。会議ごとに作成します会議録の署名については、毎回会長を除く委員2名の方にお願いしたいと存じます。名簿順という形にさせて頂きまして、本日の会議録の署名人2名につきましては、印旛地区分を星弘光様と片倉恵美子様に、本塙地区分を土井栄様と岩井とし子様にお願いしたいと思います。よろしくお願ひ致します。なお、会議録が出来次第こちらからご連絡をさせて頂きますのでよろしくお願ひ致します。続きまして2点目でございますが、報酬の振り込みについてです。本日の報酬7,500円につきましては、源泉徴収額の940円を差し引きまして、6,560円を後ほどご本人様の口座に振り込みをさせて頂きたいと存じます。振り込みには2週間程度要しますので、ご了承願いたいと思います。振り込み先につきましては、先日、会議資料とともに「地域審議会委員報酬の振り込み先等の確認について」というような文書を送らせて頂きました。今日お持ち頂くことになっておりまして、会議終了後に集めさせて頂きたいと思いますので、私の方にお渡し頂ければと思います。よろしくお願ひ致します。なお、お忘れの方がおられましたら、用紙をこちらでご用意させて頂いておりますので、情報が分かれればこの場で書いて頂いても結構ですし、後ほどご自宅に戻ってご記入頂いて、先ほどご説明させて頂いた自由意見カードの返信用封筒に入れて、自由意見カードと共にご返送して頂いても結構ですので、そういう形の場合は、一声その旨を私の方にお伝え頂ければと思います。以上2点のお願いですが、よろしくお願ひ致します。

事務局 ただいま事務局の方から説明がございました議事録の署名並びに報酬の手続き、お手数ではございますがよろしくお願ひ致します。それではこれで、第1回印旛地区地域審議会並びに本塙地区地域審議会の合同会議を終了とさせて頂きます。長時間にわたりありがとうございました。

配布資料

- ・印旛地区地域審議会委員名簿・本塙地区地域審議会委員名簿
- ・資料1 印西市、印旛郡印旛村及び同郡本塙村の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書
- ・資料2 新市基本計画・合併協議結果の概要
- ・資料3 印西市総合計画策定基本方針(改定版)
- ・資料4 次期総合計画策定スケジュール(案)
- ・資料5 印西市「次期総合計画」に関する市民提言書
- ・資料6 印西市第2次基本計画
- ・資料7 新「印西市」の範囲と主な市の施設
- ・資料8 印西市市政要覧(2007年度版)
- ・資料9 印旛のあゆみと未来をおもう
- ・資料10 本塙村市政要覧

平成22年度第1回印旛地区地域審議会の会議録は、事実と相違ないことを承認する。

平成22年9月21日

印旛地区地域審議会

委員 星 弘光

委員 片倉 恵美子